

枚方京田辺環境施設組合
可燃ごみ広域処理施設整備事業に係る
環境影響評価方法書の概要

平成 30 年 2 月

枚方京田辺環境施設組合

「本書に掲載した地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の
電子地形図 25000 を複製したものである。(承認番号 平 29 情複、第 1074 号)」

はじめに

枚方市では東部清掃工場と穂谷川清掃工場第3プラントの2所体制で、また、京田辺市では環境衛生センター甘南備園で、それぞれごみ処理を行ってきましたが、両施設ともに老朽化が進行し、現在の施設に代わる後継施設が必要になっていました。

そこで、両市は可燃ごみの広域処理を視野に入れた「ごみ処理施設整備基本構想」を策定し、ごみ処理を両市共同で行うこととなりました。

このような経緯を踏まえ、老朽化の進む両施設に代わる可燃ごみ広域処理施設を建設し、ごみ処理を行うため、枚方京田辺環境施設組合が設立されました。

本組合では、平成35年度の稼働を目指して、可燃ごみ広域処理施設の整備を進めてまいります。

枚方市	京田辺市
穂谷川清掃工場 第3プラント (昭和63年3月稼働)	環境衛生センター 甘南備園焼却施設 (昭和61年12月稼働)

経年的な老朽化が進行

後継施設の計画が必要

枚方京田辺環境施設組合を設立

- ・平成26年12月「ごみ処理施設整備基本構想」策定
- ・新たなごみ処理施設として「可燃ごみ広域処理施設」を枚方市と京田辺市の共同で建設し、ごみ処理を行う
- ・平成35年度の稼働を目標

整備に係る基本方針

(1) 環境保全性

広域処理によるスケールメリットを最大限に生かして、信頼性の高い排ガス処理設備の導入や適切な運転管理の継続により環境保全に取り組む施設とし、排ガスについては、関係法令による排出基準より厳しい自主基準を設定する。

(2) 資源循環性

焼却に伴う熱を利用して、主に発電を行い、施設内で消費される電力を賄い、さらに余剰な電力については、電力会社に売却を行う。また、施設に必要な熱源として利用する。このように、単なる焼却施設とするのではなく、ごみを原料としたエネルギーセンターとして位置付け、温室効果ガスの排出量を削減して循環型社会や低炭素社会に寄与する施設とする。

(3) 安定稼働性

日々発生するごみを支障なく適正に処理することで、地域内の公衆衛生を保持するため、トラブルが少なく、維持管理が容易で長期の耐用性に優れた設備を導入する。また、ストックマネジメントの考え方を踏まえた施設の維持管理・予防保全の計画を策定し、長寿命化に留意した施設とする。

(4) 経済性

施設の設計・建設から運転・維持管理に至るまでライフサイクルコスト(LCC)の低減を意識した施設とする。

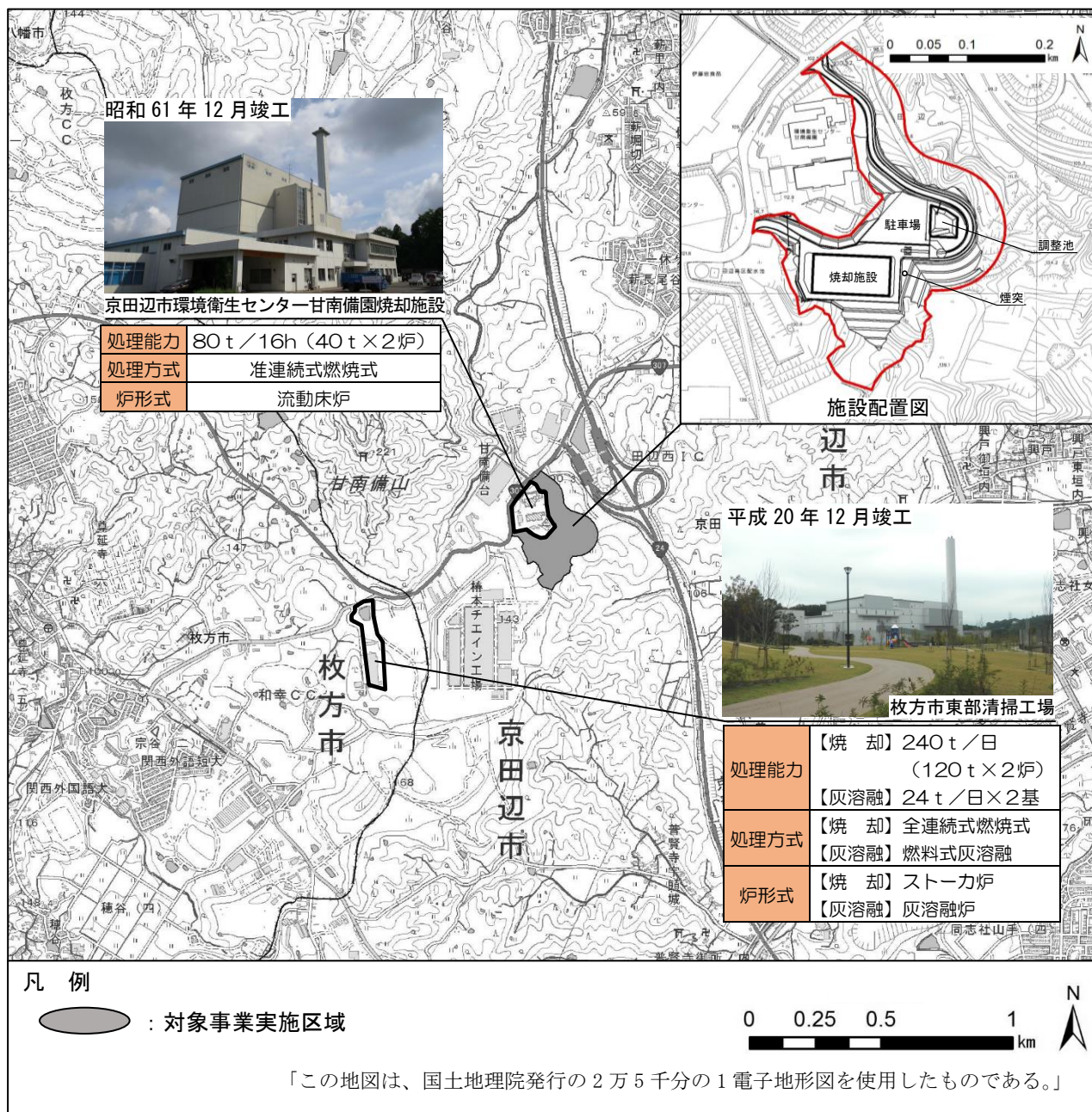
施設計画の概要

項 目	内 容
施 設 の 位 置	京都府京田辺市田辺ボケ谷、甘南備台二丁目地内ほか
施 設 の 面 積	約 60,200m ² (処理施設工区：約 35,600m ² 市道整備工区：約 24,600m ²)
計 画 地 盤 高	120m
煙 突 高 さ	100m
処 理 方 式 ・ 炉 形 式	全連続式燃焼式・ストーカ式焼却炉 ^{注1}
施設の規模(処理能力)	168t/日[7t/時間] × 1 炉 ^{注2} (うち可燃ごみ量(平常時)：156t/日 災害廃棄物(可燃ごみ)：12t/日)

注1. ストーカ式焼却炉は、ストーカ(火格子)の上に投入したごみを乾燥、燃焼、後燃焼工程に順次移送させながら燃焼させる方法である。

注2. 現時点の想定であり、ごみの発生量の減少を踏まえて変更する場合がある。

対象事業実施区域の位置



工事計画の概要

可燃ごみ広域処理施設の建設では、造成工事に約 1 年間、プラント工事に約 3 年を要し、完成までに約 4 年間の期間を要します。

項目／期間	1 年目	2 年目	3 年目	4 年目
造成工事				
・土木造成				
プラント工事				
・設計				
・施設建設				

※平成 35 年度稼働予定。

環境影響評価方法書の概要

環境アセスメント（環境影響評価）制度は、事業の内容を決めるに当たって、その事業が環境にどのような影響を及ぼすかについて、あらかじめ事業者自らが、調査、予測及び評価を行い、その結果を公表して地域住民等の意見を聴き、それらを踏まえて環境の保全の観点からよりよい事業計画を作り上げていこうという制度です。さらに、事業の実施以後には事後調査の実施が定められています。

今回、本組合が作成した環境影響評価方法書は、事業実施区域周辺の地域特性を踏まえた環境影響について、どのような項目を、どのような方法で調査、予測、評価するかを示したものです。

環境影響評価の項目

京都府の「環境影響評価等についての技術的事項に関する指針（平成 11 年京都府告示第 276 号）」に基づき、事業特性及び地域特性を踏まえて環境影響評価項目の選定を行いました。選定した項目は次ページの表のとおり、大気質など 14 項目を選定しました。

調査の方法

選定した項目ごとに、技術的事項に関する指針に基づき、文献その他の資料調査や現地調査などの方法で現況を把握します。

予測、評価の方法

選定した項目ごとに、技術的事項に関する指針に基づき、事業を行うことによって環境にどのような影響を及ぼすかについて予測します。また、環境影響が実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているか、環境の保全についての配慮が適正になされているか、国又は府等による基準又は目標との整合が図られているかを評価します。

現地調査のイメージ（参考）

○大気質調査



○高層気象調査



○地上気象調査



○騒音・振動調査



○悪臭調査



○動物（鳥類）調査



環境影響評価の項目の選定

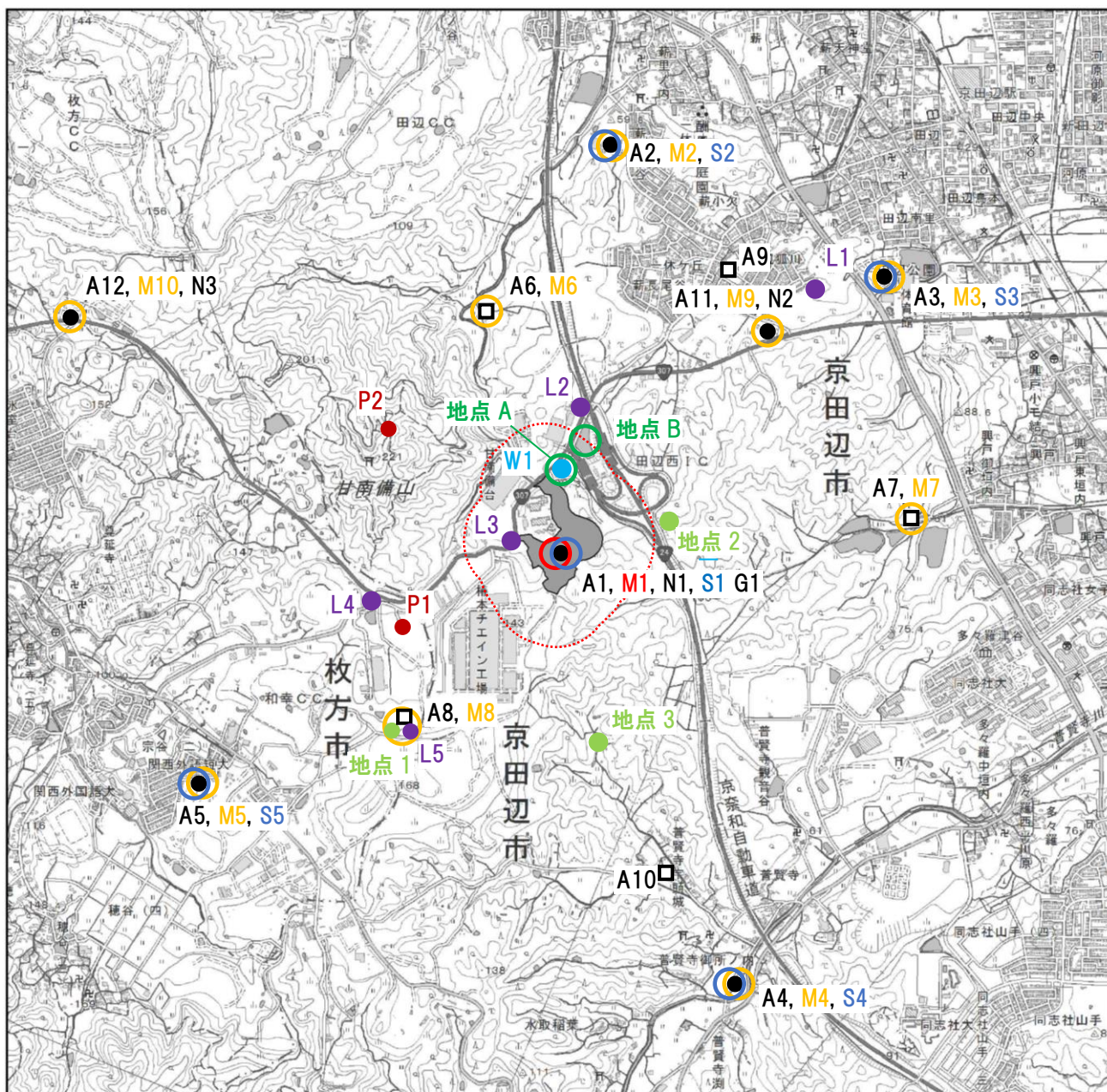
環境要素の区分 環境影響要因の区分			工事中				供用時			
			造成等の工事による一時的な影響	建設機械の稼働	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	雨水の排水	地形改変後の土地及び工作物の存在	施設の稼働	施設利用車両の運行	廃棄物の発生
大気環境	大気質	二酸化硫黄					●			
		浮遊粒子状物質		●	●			●	●	
		窒素酸化物		●	●			●	●	
		ダイオキシン類						●		
		有害物質（塩化水素、水銀）						●		
		浮遊粉じん	●							
	騒音及び 超低周波音	騒音		●	●			●	●	
		超低周波音						●		
		振動		●	●			●	●	
	悪臭	悪臭						●		
水環境	水質	水の濁り（SS）				●				
地質・土壌環境	地形及び地質	重要な地形・地質及び自然現象	●							
	土壌	土壌汚染	●							
動物		重要な種・注目すべき生息地	●	●			●	●		
植物		重要な種及び群落	●				●			
生態系		地域を特徴づける生態系	●	●			●	●		
景観		主要な眺望点及び景観資源並びに眺望景観					●			
人と自然との触れ合いの活動の場		主要な人と自然との触れ合いの活動の場			●		●	●	●	
廃棄物等	廃棄物		●							●
	建設工事に伴う副産物（残土等）		●							
温室効果ガス等		温室効果ガス（二酸化炭素等）		●	●			●	●	

備考）●：選定項目

現地調査の内容

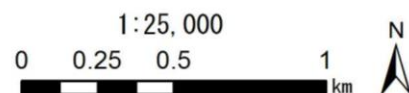
項 目	調査対象	調査期間	調査地点 (次頁参照)
一般環境大気質	降下ばいじん	4季各 30 日間（1 検体/月）	● A1 1 地点
	二酸化硫黄（SO ₂ ）	対象事業実施区域：通年（1 時間値測定） 周辺4地点：4季各 7 日間（1 時間値測定）	● A1 5 地点 ● A2~A5
	浮遊粒子状物質（SPM）		
	窒素酸化物（NO _x :NO、NO ₂ ）	サンプリング分析：4季各 7 日間（1 検体/日）	□ A6~A10 5 地点
	ダイオキシン類	4季各 7 日間連続測定（1 検体）	● A1~A5 5 地点
	塩化水素、水銀	4季各 7 日間（1 検体/日）	
沿道大気質	浮遊粒子状物質（SPM） 窒素酸化物（NO _x :NO、NO ₂ ）	4季各 7 日間（1 時間値測定）	● A11,A12 2 地点
地上気象	風向・風速	対象事業実施区域：1 年間連続（毎時 10 分間）	○ M1 1 地点
		対象事業実施区域周辺7地点：4季各 30 日間（毎時 10 分間）	○ M2~M8 7 地点
		搬入路沿道2地点：4季各 7 日間（毎時 10 分間）	○ M9,M10 2 地点
	日射量、放射収支量	1 年間連続（毎時 10 分間）	○ M1 1 地点
	気温・湿度	1 年間連続（毎正時値）	
高層気象	風向・風速、気温	4季各 7 日間（8 回/日：3 時間毎）	
環境騒音・振動	環境騒音、環境振動	2 回（平日・休日）各 24 時間	● N1 1 地点
超低周波音	低周波音		● N2,N3 2 地点
道路交通騒音・振動	道路交通騒音、道路交通振動		
交通量等	交通量、走行速度、道路構造等		
悪臭	特定悪臭物質濃度	2 回（夏季、冬季）	○ S1 1 地点
	臭気指数		○ S1~S5 5 地点
水質	降雨時の濁水（SS）	降雨時 2 回	● W1 1 地点
	土壌の沈降特性	1 回	● G1 1 地点
動物	哺乳類	4 季（春季、夏季、秋季、冬季）	対象事業実施区域及びその周辺約 200m
	鳥類		
	猛禽類	繁殖期（2~8 月）	● 地点 1~3 3 地点
	両生類・は虫類	3 季（春季・夏季・秋季）	対象事業実施区域及びその周辺約 200m
	昆虫類		
	魚類	4 季（春季・夏季・秋季・冬季）	○ 地点 AB 2 地点
	底生動物		
植物	植物相	3 季（春季、夏季、秋季）	対象事業実施区域及びその周辺約 200m
	植生		
景観	主要な眺望景観の状況	2 季（着葉季、落葉季）	● L1~L5 5 地点
人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用状況及び利用環境	2 回（平日及び休日）	● P1,P2 2 地点

現地調査の位置



凡 例

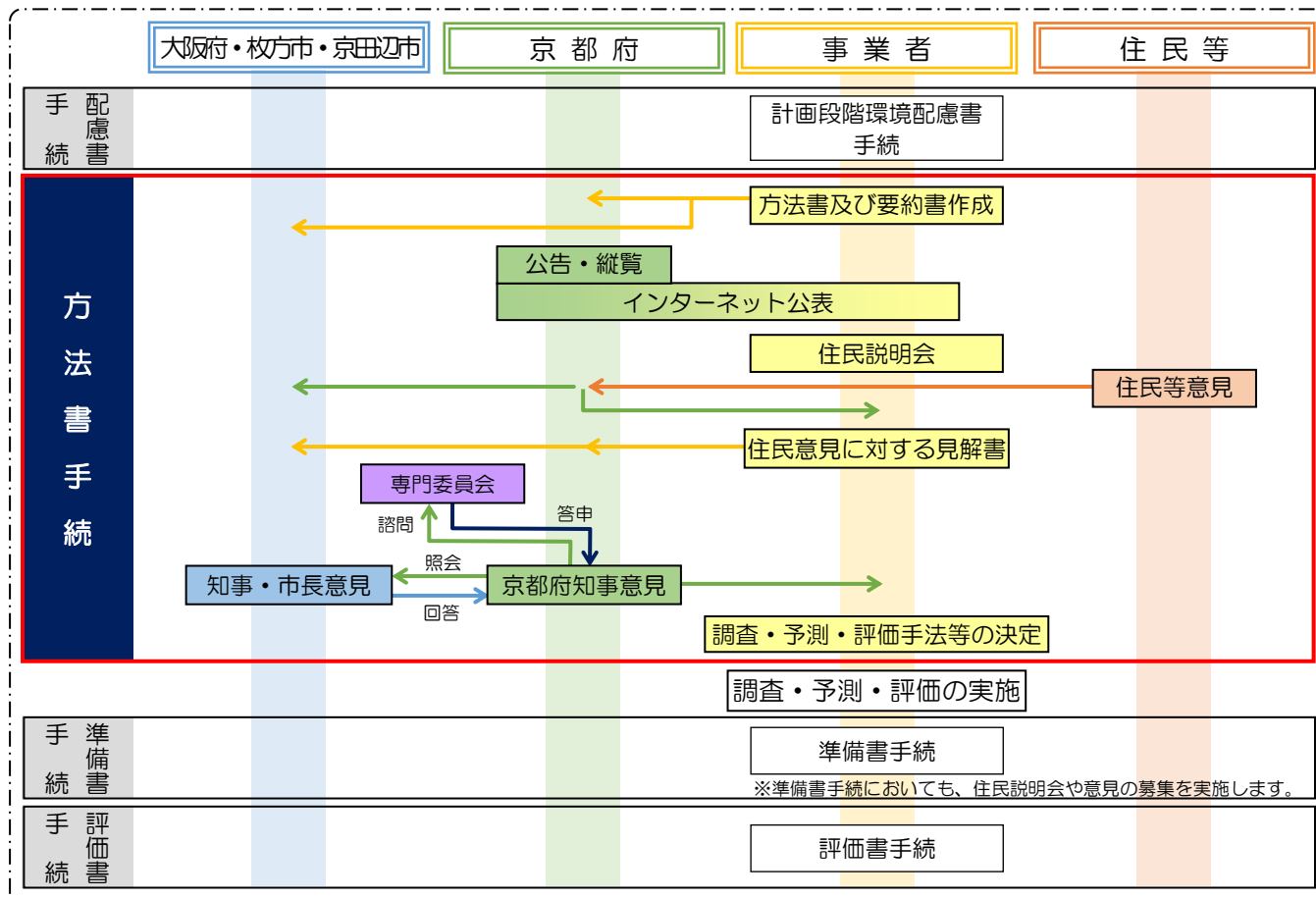
- : 対象事業実施区域
- : 一般環境大気質 (A1～A5)
 - 〔 降下ばいじん: A1 〕
 - 〔 二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、窒素酸化物、ダイオキシン類、塩化水素、水銀: A1～A5 〕
- : 沿道大気質 (A11、A12)
 - 〔 浮遊粒子状物質、窒素酸化物 〕
- : 窒素酸化物 (サンプリング分析) (A6～A10)
- : 気象 (地上気象・高層気象) (M1)
- : 気象 (地上気象 (風向・風速のみ)) (M2～M10)
- : 環境騒音・振動、超低周波音 (N1)
 - 道路交通騒音・振動、地盤卓越振動数、交通量、走行速度 (N2、N3)
- : 悪臭 (S1～S5)
 - 〔 特定悪臭物質濃度: S1 〕
 - 〔 臭気指数: S1～S5 〕
- : 水質 (SS、濁度、透視度、流量) (W1)
- : 土壌沈降試験 (G1)
- : 動物・植物・生態系
 - 魚類、底生動物 (地点A、地点B)
 - 猛禽類 (地点1～地点3)
- : 景観 (L1～L5)
- : 人と自然との触れ合いの活動の場 (P1、P2)



環境影響評価（方法書）の手続の流れ

京都府環境影響評価条例に基づく環境影響評価の手続の流れを下図に示します。

今後は、方法書に対する住民等の意見や、専門委員会の意見及び市長等の意見を考慮した京都府知事意見を受けて、必要に応じ環境影響評価の項目、調査・予測・評価の手法を見直し、事業計画の検討を進めながら、調査、予測及び評価を行い、環境影響評価準備書以降の手続を進めてまいります。



方法書の縦覧

縦覧期間

平成 30 年 2 月 2 日（金）～ 3 月 1 日（木）

縦覧場所

・枚方京田辺環境施設組合

京都府内

- ・京都府田辺総合庁舎総合案内・相談コーナー
- ・京田辺市経済環境部ごみ広域処理推進課
- ・京田辺市環境衛生センター甘南備園
- ・京都府環境部環境管理課（京都府庁内）
- ・京都府山城北保健所環境室（宇治市内）

大阪府内

- ・枚方市行政資料コーナー（枚方市役所別館 6 階）
- ・枚方市環境部環境指導課（枚方市役所分室）
- ・枚方市役所津田支所
- ・枚方市役所香里ヶ丘支所
- ・枚方市役所北部支所

意見書の提出

記載する事項

- ①意見書を提出しようとする者の氏名及び住所
（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- ②意見書の提出の対象である対象事業の名称
- ③方法書の内容についての環境の保全及び創造の見地からの意見

提出期間

平成 30 年 2 月 2 日（金）～ 3 月 15 日（木）

提出先

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府環境部 環境管理課 指導担当 TEL：075-414-4715

提出方法

書面の郵送、持参又は京都府のホームページから電子申請による提出
<http://www.pref.kyoto.jp/assessment/>

住民説明会の開催日程

日 時	場 所
平成 30 年 2 月 8 日（木）19 時から	京田辺市立中央公民館
平成 30 年 2 月 9 日（金）19 時から	枚方市立氷室小学校体育館
平成 30 年 2 月 11 日（日）10 時から	京田辺市立中央公民館
平成 30 年 2 月 11 日（日）14 時から	枚方市立氷室小学校体育館

お問い合わせ先

〒573-0112

大阪府枚方市大字尊延寺 2949 番地（枚方市東部清掃工場内）枚方京田辺環境施設組合

TEL：072-896-1570 FAX：072-896-1571